

物資運搬ドローン無償貸付事業者募集要項

令和 7 年 4 月 2 1 日
危機対策・情報課

1 目的

この要項は鳥取県が保有する物資運搬用ドローンを無償で借り受けて、平素事業からの試行的な利用を通じて、災害時に活動する事業者を公募により選定するための必要な手続等について定める。

2 公募への参加資格

鳥取県との「ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定」締結者（公募開始時点）

3 公募内容

（1）件名

物資運搬ドローン無償貸付事業者の公募

（2）概要

物資運搬ドローンを借り受けて、災害時の協力活動及び平時からの準備を行う。

（3）貸付物品

重量物の運搬が可能な型式認証機体及び付属品等一式

ア ドローン機種

EGL49J-R1（型式認証機） 1 機

イ 付属品等 ※品名及び個数等に変更する場合がある。

	品名	個数等
1	プロポ	2 機
2	バッテリー	6 本
3	充電器	1 個
4	機体箱	1 箱
5	飛行テレメトリ―確認用 PC	1 台
6	吊り下げロープ（5m）	2 本
7	モッコ（9 尺）	1 個
8	モッコ（6 尺）	2 個
9	吊りバケツ（1.4m）	1 個
10	吊りバケツ（2m）	1 個
11	運搬資材保管箱（上記 6～10 保管用）	1 箱
12	リモート ID	1 個
13	機体動産保険	令和 8 年 3 月 14 日まで

ウ 飛行条件

- ・操縦者 2 名とし、うち 1 名は「一等無人航空機操縦士」保有者とする。
- ・操縦する者は、鳥取県が開催する重量物運搬ドローン専用講習「E-TOC」（以下「専用講習」という。）を受講した者とする。（鳥取県内で開催予定。期間は 1 週間程度。）

（4）貸付期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（予定）

※貸付期間満了後は、利用実績等を踏まえ、契約の更新を行うことがある。

（5）貸付料

貸付料は無料とする。

4 事業者の選定について

(1) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

(2) 提案書の提出等

このプロポーザルに参加しようとする者は、提案書を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提案の内容

・下記5(2)「評価方法」の審査項目に沿って、提案書を作成すること。(様式任意)

イ 提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課危機管理・訓練担当

電話 0857-26-7878、ファクシミリ 0857-26-8137

メール kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

ウ 提案書の提出期間及び時間

持参の場合： 令和7年4月21日(月)から令和7年5月9日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、受け付けるものとする。

送付の場合： 令和7年5月9日(金)午後5時15分までに必着すること。

ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

エ 提案書の提出部数

正本1部及び副本5部(副本は、複写可とする)

オ 質問の受付

・質問は、令和7年4月25日(金)午後5時まで電子メールにて受け付けるものとする。

・質問への回答については、令和7年4月30日(水)午後5時までに鳥取県危機管理部のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/319170.htm>)において公表する。

5 審査会の設置

(1) 審査会

ア 名称 物資運搬ドローン無償貸付事業者選定に係る審査会

イ 審査委員 危機管理部次長、危機対策・情報課長、商工政策課長

ウ 開催方式 書面審査

(2) 評価方法

審査委員(3名)が下記の基準で採点した合計点数(100点満点)が最も高いものを最優秀提案者として選定する。

審査項目	審査の視点	配点
貸付ドローンの活用方法	平常時における活用方法(事業内容、利用頻度、災害時利用に向けた準備等)	30点
	災害時における活用方法(運用体制、利用想定等)	30点
貸付ドローンの維持管理体制	適切な維持管理体制(保管場所・記録管理・故障時の対応、注意すべき事項等)	30点
社会貢献	県内ドローン事業への協力実績、その他活動	10点
計		100点

(3) 選定結果

選定結果については、鳥取県危機管理部ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/319170.htm>) に
おいて公表する。(5月19日公表予定)

(4) その他留意事項

- ア 公告の日から、事業者の選定審査が終了する日までに、審査委員に働きかけ等を行った者については失格とする。
- イ 提出された提案書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。
- オ 提出された書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定に基づき開示することがある。
- カ 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- キ 提案書の作成・提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- ク 事業者が複数の会員で構成する団体で、その会員に使用させる場合は、提案書に具体的な利用会員や事業者による維持管理体制等を記載すること。
- ケ 物品引き渡し前に締結する契約書に保証人を記載する必要があることから、選定審査公表後に速やかに鳥取県に連絡できるようにしておくこと。

6 貸付条件等

(1) 当該ドローンの使用

事業者は、当該ドローンの使用にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- ア 災害時等の対応における、鳥取県からの物品を使用する協力要請に応じること。また、平常時から、災害時等に使用する準備及び習熟に努めること。
- イ 鳥取県と「物品貸付契約書」を締結し、「ドローン・レスキューユニットへの物品貸付要綱」に基づき、必要な手続きを行うこと。
- ウ 法令、諸規則等に基づき物品の運営を行うこと。
- エ 機体登録、保険、機体認証等、鳥取県が運用上必要と考える手続きに協力すること。
- オ 借り受け後、速やかに専用講習を2名以上受講すること。
- カ 操縦者は2名とし、うち1名は「一等無人航空機操縦士」保有者とする。
- キ 鳥取県へ、管理体制や操縦者等の必要な事項を報告すること。

(2) 費用負担

ア 事業者

- (ア) 貸付期間中の物品の維持管理(取替え)や棄損箇所の修理に要する費用
- (イ) 指定場所での引き渡しに係る一切の費用(鳥取県庁での引き渡しを想定)
- (ウ) 専用講習の受講に係る経費(2名分の受講料を除く)
- (エ) 鳥取県が行う訓練への参加に要する経費(「ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定」による)

イ 鳥取県

- (ア) 専用講習の開催に係る経費
- (イ) 上記3(3)イ以外に、当事業の目的に沿う飛行において最低限必要と認めるもの
- (ウ) 機体登録、保険、機体認証等の鳥取県が運用上必要と考える手続きに係る経費
- (エ) 災害時における活動経費(「ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定」による)

(3) その他

- ア 事業者は、借り受けた物品について備品台帳を備え付け、これを記録管理するとともに、借り受けた物品を常に注意をもって管理しなければならない。事業者は、利用実績を取りまと

め、鳥取県危機対策・情報課長に貸付期間中に利用状況及び貸付終了月の前月末までに実績を報告するものとする。また、管理中において生じた故障等については、事業者の負担において修理を完了しなければならない。なお、鳥取県は物品の管理等が不適當であると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

イ 事業者は、借り受けた物品を第三者に使用させてはならない。また事業者は、物品を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならず、また、第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。

ウ 事業者が複数の会員で構成する団体の場合は、その会員も使用できるものとする。ただし、事業者は適切な維持管理体制を確保しなければならない。

エ 事業者が、その責めに帰すべき理由によって、借り受けた物品をき損し、荒廃させ、又は滅失したときは、遅滞なく原形に復し、又は鳥取県の求める損害賠償に応じなければならない。また、借り受けた物品の使用によって、鳥取県又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

オ 鳥取県は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。その場合に生じた事業者の損害については、鳥取県はその責めを負わないものとする。

- ・鳥取県が公共の用に供する必要があるとき。
- ・事業者から契約の解除の申出があったとき。又は、事業者がこの契約に違反したとき。
- ・事業者の責めに帰することができない理由により貸付物品が使用出来なくなったとき。